

お客様各位

平成 31 年 1 月 1 日改訂

クレディ・スイス証券株式会社

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の条件で取引を執行するための当社の方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)及び REIT(不動産投資信託の投資証券)等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を取扱対象とします。

なお、当社では、原則としてフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」はお取扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

お客様から執行方法に関する特段のご指示等がない場合は、当社は以下の 2.1 から 2.3 に掲げる方法により、注文を執行いたします。

2.1 当社のクロッシング・システムをご利用にならないお客様の注文執行

お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、お客様から執行方法に関する特段のご指示等がない場合は、委託注文として速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所の売買立会による市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(i) 当該銘柄が上場している金融商品取引所市場が一箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(ii) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、リフィニティブ社(旧トムソン・ロイター社)により選定される主たる金融商品取引所市場(以下、「主市場」といいます。)に取次ぎます。

なお、主市場がご不明な場合には、当社担当営業員にお問い合わせください。

(iii) (i) または (ii) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていない

ところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

2.2 当社のクロッシング・システムをご利用になるお客様の注文執行

当社のクロッシング・システム（当社内ネットワークシステムにおける他のお客様の注文、または当社もしくは当社海外関連会社の自己勘定を相手方として対当させ、金融商品取引所立会外取引により執行することを可能としているシステム。）をご利用になる金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家（以下、「特定投資家」といいます。）のお客様の上場株券等に係る注文は、クロッシング・システム内で対当する価格が主市場（東京証券取引所）における気配値よりお客様にとって有利である場合、または当該気配値と同値でかつ執行のスピードがより迅速であるとシステムが判断する場合は、クロッシング・システム内で対当させ、東京証券取引所の立会外市場に取次ぎます。

2.3 国内及び外国の金融商品取引所市場に上場されている外国法人発行の上場株券等

当社は国内及び外国の金融商品取引所市場双方に上場されている外国法人の発行する上場株券等に係る注文につきましては、外国取引として当社海外関連会社等に取次ぐこととします。なお、お客様から国内金融商品取引所市場での執行である旨の指示等がある場合は、上記2.1に準じた方法で国内の金融商品取引所市場に注文を取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

3.1 当社のクロッシング・システムをご利用にならないお客様の注文執行

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、執行のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的と判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

3.2 当社のクロッシング・システムをご利用になるお客様の注文執行

当社のクロッシング・システムを通じた執行が、執行価格の最良化、執行の迅速性、及び金融商品取引所立会内市場へのマーケットインパクトの最小化に資するものであり、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

3.3 国内及び外国の金融商品取引所市場に上場されている外国法人発行の上場株券等

国内及び外国の金融商品取引所市場双方に上場されている外国法人の発行する上場株券等については、一般的に当該銘柄の本国取引所市場により多くの需要が集中しており、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

4.1 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(i) お客様から執行方法に関するご指示（当社または当社海外関連会社等が直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、私設取引システム（PTS）への取次ぎのご希望、お取引の執行時間帯のご希望等）があった取引、または特定投資家のお客様と当社の間で執行方法に関する別途の包括的取決めをしている取引

当該ご指示をいただいた執行方法

(ii) 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

(iii) 端株及び単元未満株の取引

当社もしくは当社海外関連会社との相対取引、または端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

4.2 システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

平成 17 年 3 月 17 日制定

平成 18 年 2 月 13 日改訂

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 19 年 10 月 1 日改訂

平成 20 年 4 月 14 日改訂

平成 21 年 6 月 10 日改訂

平成 22 年 3 月 12 日改訂

平成 22 年 9 月 1 日改訂

平成 23 年 8 月 8 日改訂

平成 26 年 7 月 14 日改訂

平成 29 年 5 月 10 日改訂

平成 30 年 6 月 1 日改訂

平成 31 年 1 月 1 日改訂